

富山市上下水道局告示第101号

富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について

富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のように公示する。

なお、関係図書は、令和8年3月17日から2週間、富山市上下水道局下水道課において縦覧に供する。

令和8年3月16日

富山市上下水道事業管理者

前田 一士

- 1 富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する年月日
令和8年3月31日
- 2 下水を排除する区域及び終末処理場による下水を処理する区域
大町、上新保、上堀南町、堀、窪本町、蓮町二丁目、中田一丁目、小西、犬島新町一丁目、下富居二丁目、豊田本町四丁目、米田、飯野、上富居二丁目、下赤江町二丁目、金代、藤木、秋吉、高屋敷、天正寺、中川原、町村、町村二丁目、大宮町、悪王寺、安養寺、上栄、宮保、水橋池田館、水橋伊勢屋、水橋中村、黒瀬、新庄北町、手屋一丁目、上二杉、東大久保、上大久保、南大場の一部
※詳細な地番は別紙のとおり
- 3 富山公共下水道の供用を開始する排水施設の位置
別紙のとおり
- 4 富山公共下水道の供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
 - (1) 富山市浜黒崎地内 浜黒崎浄化センター
 - (2) 富山市水橋辻ヶ堂地内 水橋浄化センター
 - (3) 富山市新村地内 大沢野浄化センター
 - (4) 富山市東福沢地内 大山下水処理場

（「別紙」は省略し、関係図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

富山市上下水道局告示第102号

富山市下水道事業受益者負担金・分担金の賦課対象区域について

富山市下水道事業受益者負担金・分担金の対象区域を定めたので、富山市下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年富山市条例第299号）第6条の規定により、次のように公示する。

なお、関係図書は、令和8年3月17日から2週間、富山市上下水道局下水道課において縦覧に供する。

令和8年3月16日

富山市上下水道事業管理者

前田 一士

- 1 富山市下水道事業受益者負担金・分担金を賦課する年月日
令和8年6月1日
- 2 富山市下水道事業受益者負担金・分担金の賦課対象区域
大町、上新保、上堀南町、堀、窪本町、蓮町二丁目、中田一丁目、小西、犬島新町一丁目、下富居二丁目、豊田本町四丁目、米田、飯野、上富居二丁目、下赤江町二丁目、金代、藤木、秋吉、高屋敷、天正寺、中川原、町村、町村二丁目、大宮町、悪王寺、安養寺、上栄、宮保、水橋池田館、水橋伊勢屋、水橋中村、黒瀬、新庄北町、手屋一丁目、上二杉、東大久保、上大久保、南大場の一部
※詳細な地番は別紙のとおり
- 3 富山市下水道事業受益者負担金・分担金を賦課する排水施設の位置
別紙のとおり

（「別紙」は省略し、関係図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）